



関根和也議員に対する辞職勧告 決議を可決しました

三郷市議会では、令和7年9月定例会において、三郷市議会議員政治倫理審査会からの勧告に基づき、関根和也議員に対する辞職勧告決議を可決しました。

関根和也議員は、令和7年8月11日以降、複数の市役所窓口において、大声で怒鳴り、職員等を誹謗中傷した。また、SNS等のソーシャルメディアにおいて、本人の許可なく、顔写真を掲載し、実名で誹謗中傷を繰り返し、名誉を棄損した。このような行為は、公職である市議会議員として、三郷市議会議員政治倫理条例第3条政治倫理基準の各号に違反しており、政治的、道義的責任はきわめて大きく、市議会の権威と市民の信頼を著しく失墜させたことは明白である。

よって、三郷市議会として、関根和也議員に対し、道義的責任から、議員を辞職すべきと考え、本議案を決議したものである。

＜この情報提供に関するお問い合わせ＞

・三郷市 議会事務局 議事課（担当：狩集、中村）

TEL048-930-7768

取材をご希望のかたは上記担当課までご連絡ください。